

ECOねっとシステム利用規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、一般財団法人九州電気保安協会（以下「当協会」といいます。）が提供するECOねっとシステム（以下「本システム」といいます。）の利用に関する条件を定めるものです。

（定義）

第1条 本規約において使用する用語は、次の各号の定めるところによります。

- ① 「本システム」とは、デマンド監視装置、警報装置（ECOモニター）、当協会のWebサーバー等を接続することにより、対象事業場の電気使用量等の情報を収集し、当該データの確認や電気の使い過ぎを知らせる警報の発出などを可能とするシステムの総体
- ② 「デマンドWebサービス」とは、当協会のWebサイト上において対象事業場の電気使用量等の情報を確認することができる当協会のサービス
- ③ 「契約者」とは、当協会と本システムの利用に関する契約等（以下「本契約」といいます。）を締結した者
- ④ 「利用者」とは、契約者から許諾を受けて本システム又はデマンドWebサービスを利用する者
- ⑤ 「九州電気保安協会設置機器」とは、デマンド監視装置及び警報装置（ECOモニター）等当協会が対象事業場に設置する機器（以下「当協会設置機器」といいます。）
- ⑥ 「契約者等設置機器」とは、当協会設置機器に接続する電気使用量の自動制御装置及びその他の本システムの利用に関して、契約者及びその他の当協会以外者が設置する機器

（本契約の成立）

第2条 本契約は、当協会と契約者が契約を締結した時に成立します。

（本規約）

第3条 契約者は、本規約の定めに従って本システム及びデマンドWebサービスを利用するものとします。また、利用者は本規約の定めに基づき契約者が負う全ての義務を負うものとします。

- 2 本規約と本契約の契約書等（以下「契約書等」といいます。）が抵触する事項については、契約書等の記載が優先的に適用されます。
- 3 当協会は、必要と判断した場合、本規約をいつでも変更できるものとします。
- 4 当協会は、本規約を変更する場合、変更内容及び効力発生時期を当協会のホームページのトップページ若しくはデマンドWebサービスのポータル画面に掲載（以下この方法による掲載を「ホームページに掲載」といいます。）又は契約者に通知します。なお、当協会は、当該変更が契約者に重大な不利益が生じる可能性があると判断したもののについては1か月前までに予告します。

（利用料）

- 第4条 契約者は、当協会に対し、本システムの利用料（以下「利用料」といいます。）を支払うものとします。
- 2 利用料の金額及び支払方法は、契約書等に記載されたとおりとします。
- 3 契約者は、利用料の支払いを遅滞した場合、当協会に対し、支払期限の翌日から支払済みまで年14.6%の遅延損害金を支払うものとします。

（九州電気保安協会設置機器）

- 第5条 当協会設置機器は全て当協会の資産であり、本契約によって当協会設置機器の所有権は契約者に移転しません。
- 2 契約者は、当協会設置機器の設置場所及び設置や補修等の工事に必要な場所並びに当協会設置機器の稼動に必要な電気を無償で提供するものとします。
- 3 デマンド監視装置の本体設置工事及び設定作業は当協会が無償で行いますが、その他の工事等の費用は契約者の負担とします。ただし、本体設置工事のうち特殊な工事は有償とします。
- 4 契約者は、当協会設置機器を損傷させないように善良な管理者の注意をもって適切に取り扱わなければならない。また、当協会の事前の承諾なく、移動、撤去等をしてはなりません。
- 5 契約者は、当協会設置機器に異常等を発見した場合、直ちに当協会に連絡しなければならない。また、この場合、当協会の指示に従って対応して頂きます。なお、契約者が当協会の指示によらずに補修等を行った場合、当協会は、補修費等は支払いません。
- 6 契約者は、当協会の事前の書面による承諾なく、当協会設置機器に契約者等設置機器を接続してはならず、また、第三者が接続をしないように当協会設置機器を維持管理しなければならない。

（契約者等設置機器）

- 第6条 契約者等設置機器は全て当協会の資産ではなく、当協会は、設置、維持管理、補修、撤去等は一切実施せず、また、これらに要する費用を一切負担しません。ただし、当協会と契約者が、別途工事に関する契約を締結した場合は、この限りではありません。
- 2 契約者等設置機器が当協会設置機器と接続された場合、当協会は、当協会設置機器本体に起因して生じたことが明確な事象に限り責任を負い、契約者等設置機器や当協会設置機器に接続された配線等に起因して生じた事象等については一切責任を負いません。

（デマンドWebサービス）

- 第7条 契約者は、本契約の契約期間中に限り、デマンドWebサービスを無償で利用することができます。契約者は、本契約終了後はデマンドWebサービスの利用することはできません。
- 2 デマンドWebサービスの詳細な内容及び操作方法については、別途当協会が定めるデマンドWebサービス操作説明書に定めるところとします。

- 3 デマンドWebサービスの利用に必要なパソコン等の端末や通信環境等は、契約者が自己の責任と負担で用意しなければなりません。
- 4 当協会は、保守作業その他必要な場合、デマンドWebサービスの提供を一時中断することがあります。この場合、当協会は、やむを得ない事由がある場合を除き、事前にホームページに掲載又は契約者に通知します。
- 5 当協会は、前項のほか、必要があると判断した場合、デマンドWebサービスの提供を停止又は廃止することがあります。この場合、当協会は、やむを得ない事由がある場合を除き、1か月前までにホームページに掲載又は契約者に通知します。
- 6 当協会は、契約者に対して、ユーザーID及びパスワードを発行します。これらを漏洩しないように適切に管理しなければなりません。
- 7 デマンドWebサービスは、過去5年を超える電力使用量等のデータを閲覧することはできません。
- 8 デマンドWebサービスは、本システムの契約者に対して無償で提供するサービスであり、当協会は、データの完全性、正確性、信頼性を保証するものではなく、また、中断、停止、廃止、不具合その他デマンドWebサービスの提供に関して契約者に生じた損害については、故意又は重過失による場合を除き、責任を負いません。

（譲渡禁止）

第8条 契約者は、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡させてはなりません。

（損害賠償）

- 第9条 本契約に関して当協会の過失（重過失は除きます。）により契約者が被った損害については、債務不履行、不法行為その他請求原因の如何を問わず、通常損害に限り、損害発生時までの過去1年間に実際に支払って頂いた利用料を上限として損害を賠償します。なお、次の各号に該当する損害について、当協会は一切損害の賠償をしません。
 - ① 契約者が当協会の指示、助言等に従わなかったことにより生じた損害
 - ② 契約者が電力使用量の抑制等を行ったことにより生じた損害
 - ③ 契約者が本契約に違反したことにより生じた損害
 - ④ 電気通信事業者の原因による警報メールの遅延等の不具合により生じた障害。
- 2 契約者は、本システム及びデマンドWebサービスに関して、契約者又は利用者が当協会に与えた損害について、全ての責任を負います。

（データの保存・利用）

- 第10条 当協会は、対象事業場の過去5年の電力使用量等のデータを保存します。
- 2 当協会は、当協会の提供するサービス（本システム、デマンドWebサービスに限られません。）の向上、開発等のため電力使用量等のデータを利用します。契約者は、予め当該利用を承諾したものとします。なお、電力使用量等のデータを第三者に開示する場合、当協会が適切と判断する方法により対象事業場の匿名化処理の後、開示いたします。

（個人情報）

第11条 当協会は、本契約に関して個人情報を取得した場合、当協会のプライバシーポリシーに従って適切に取り扱います。

（解除）

- 第12条 当協会は、次の場合、本契約を解除することができるものとします。
 - ① 契約者又は利用者が本契約又は本規約に違反した場合
 - ② 契約者又は利用者が反社会的勢力である又は反社会的勢力と不適切な関係があると当協会が判断した場合
 - ③ 契約者について、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算の申立て等があった場合
 - ④ 契約者が監督官庁から営業の取消し、停止等の処分を受けた場合
 - ⑤ 契約者について、財産上の信用に関わる差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、租税滞納処分等があった場合
 - ⑥ 契約者に関する手形・小切手が不渡りとなった場合
 - ⑦ その他、前各号に準じる事由があった場合

（契約期間）

- 第13条 契約書に定めた契約期間終了日の1か月前までに当協会又は契約者から相手方に対し書面による申し出がない場合、本契約は更に契約期間と同一期間効力を継続するものとし、以後も同様とします。
- 2 契約者は、契約の解除を1か月前までに当協会へ書面により通知することにより、契約期間内であっても、本契約を解除することができます。

（専属的合意管轄裁判所）

第14条 本契約に関する紛争については、本契約における対象事業場の所在地又は当協会の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。